

議 案 第 80 号

松戸市戸定歴史館条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市戸定歴史館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国の名勝指定を受けた戸定邸庭園の復元工事の完成に伴い、戸定歴史館の入館料の見直しを図るため。

松戸市戸定歴史館条例の一部を改正する条例

松戸市戸定歴史館条例（平成3年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「入館料を」の次に「減額し、又は」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	入館料（1人1回につき）					
	歴史館入館料		戸定邸入館料		共通入館料	
	個人	団体（20人以上）	個人	団体（20人以上）	個人	団体（20人以上）
一般	150円	120円	250円	200円	320円	250円
高校生・大学生	100円	80円	100円	80円	160円	120円
中学生以下	無料	無料	無料	無料	無料	無料

備考

- 1 共通入館料とは、歴史館及び戸定邸に入館することができる入館料をいう。
- 2 この表の規定にかかわらず、歴史館において特別展示（通常の展示品以外を展示する場合をいう。）を行う場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、その都度展示内容に応じ、教育委員会が定める。ただし、中学生以下の者に係る入館料にあっては、無料とする。

(1) 一般 1,200円（共通入館料については、1,400円）

(2) 高校生・大学生 600円（共通入館料については、680円）

附 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。